

資産運用報告書の適正性に関する確認書

2021 年 3 月 31 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地	東京都千代田区麹町二丁目 3 番地
インフラファンド発行者名	東京インフラ・エネルギー投資法人
	(コード : 9285)
執行役員	
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 (署 名)	永森利彦

本投資法人の執行役員である永森利彦は、当社の 2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの第 6 期営業年度の資産運用報告書の提出時点において、当該資産運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 7 1 条から第 7 5 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は以下の通りです。

記

1. 投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を東京インフラアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に全て委託しております。また、計算に関する業務、会計帳簿の作成に関する業務及び納税に関する業務等を税理士法人令和会計社（以下「一般事務受託者」といいます。）に、機関の運営に関する一般事務、資産の保管に係る業務及び投資主名簿管理に係る一般事務を三菱 UFJ 信託銀行に、それぞれ委託しております。

本投資法人の会計監査人は、太陽有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告書の作成プロセス

資産運用報告書の原案を一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社にて必要な情報を収集・集約した上で、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を必要に応じて受け、作成しております。作成された原案は、会計監査人による監査を受けます。

本投資法人の執行役員である私は、本資産運用会社より資産運用報告書が適正に作成されている旨の報告を受け、確認を行った上で本投資法人の役員会へ提出し、承認を受けた後、当該資産運用報告書を投資主に発送しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人より、投信法第 130 条に基づく会計監査を受け、同監査法人より投信法第 115 条の 2 に規定される会計監査報告を受領していること。また、会計監査人から当該監査結果の説明を受け、重要な指摘事項がないことを確認していること。
- (2) 本投資法人に関する重要な事項について、本投資法人の役員会、本資産運用会社の取締役会、投資委員会に適切に付議・報告されていること。
- (3) 本資産運用会社において、本資産運用会社が定める社内規定に基づき、必要な内部手続きを経て、当該資産運用報告書の提出について承認していることを確認していること。
- (4) 本資産運用会社におけるコンプライアンス、リスク管理の取組みについて、本投資法人の役員会において逐次報告を受けていること。

以上